



「子どもの人権110番」強化週間
～平日時間延長と土日の開催～

秘密 厳守

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します(インターネットでも相談を受け付けています。)

0120-007-110

6月26日(月)～7月2日(日)
8:30～19:00

但し、7月1日(土)・2日(日)は10:00～17:00
この期間外も平日8:30～17:15は開設

いじめ、不登校、体罰、児童虐待など子どもの人権問題
人権擁護委員、法務局職員

問い合わせ 大阪法務局人権擁護部 電話 06-6942-9496
法務省 子どもの人権110番 検索



6月1日は「人権擁護委員の日」

秘密 厳守

人権擁護委員による特設人権相談所を開設します
日常生活において「これは人権問題ではないだろうか?」と感じたり、「法律ではどうなっているのか分からなくて困っている」ときなど、お気軽にご相談ください。

6・7月の開設予定	6月 1日(木)	大阪市役所 1階市民相談室
	6月 16日(金)	港区、東淀川区、旭区、阿倍野区
	7月 21日(金)	社会福祉法人豊里学園 (大阪市旭区太子橋1-16-24) 西区、天王寺区、西淀川区、住之江区

※上記以外の区役所の開催日については下記 問い合わせ まで
料金 無料
時間 大阪市役所は10:00～16:00
区役所及び社会福祉法人豊里学園は13:30～16:00
問い合わせ 大阪市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
電話 06-6208-7611 06-6202-7073

「人権擁護委員」をご存知ですか?.....
人権擁護委員制度とは「人権擁護委員法」に基づき、基本的人権を擁護するために設けられた国の制度です。法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、人権侵害があった場合には、その相談相手となり、適切な処置を講ずることによって救済を図るなどの活動を行っています。
現在、約14,000名(大阪市の委員定数は内95名)の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

新着映像ソフト(DVD)をご紹介します

映像ソフトを用いた人権学習に取り組まれてはいかでしょうか。さまざまな人権課題について、より認識を深めていただけるようパンフレット・冊子の提供をはじめ、映像ソフトの貸出しを行っています。学習会や研修会などにぜひご利用ください。映像ソフトは、ここに掲載したものの他にもさまざまなビデオやDVDがありますので、大阪市ホームページ(大阪市ビデオ・DVDで学ぼう)で検索をご覧ください。

タイトル	ジャンル
出産・育児への理解がない～職場のマタニティ・ハラスメントを防ぐ～	男女共同参画に関わる課題
認知症と向き合う	高齢者をめぐる課題
インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために	子どもをめぐる課題
ケータイ・ネットこころが心配 犯罪から子どもを守る	子どもをめぐる課題
合理的配慮の実践法～障害のある者、ない者が共に学ぶ～	障がいのある人をめぐる課題
外国人と人権 違いを認め、共に生きる	外国籍住民をめぐる課題
そんなの気にしない	同和問題
フェアな会社で働きたい	職場・企業などにおける課題
LGBTを知ろう	さまざまな人権課題
性的少数者(LGBT)へのセクシュアルハラスメント	さまざまな人権課題

問い合わせ 大阪市人権啓発・相談センター(月～金 9:00～17:30) 電話 06-6532-7631
貸出しを希望される方は、まずはお電話でご予約ください。

「地域就労支援センター」をご利用ください

地域就労支援センターでは、若年者、中高年齢者、障がいのある人、ひとり親家庭の親など就職に向けた支援が必要な方を対象に、求職者が雇用・就労に向けた様々な阻害要因で評価されるのではなく、適性や能力が正しく評価されて採用されるよう、専門の就労支援コーディネーターが一人ひとりに応じて個別のコンサルティングや職業適性検査をはじめ各種支援を行っております。ご相談は来所のほかお電話でも承ります。また、一部の区役所では出張相談も行っております。詳しくは、地域就労支援センターまでお問い合わせください。

問い合わせ 大阪市地域就労支援センター (浪速区木津川2-3-8 A'ワーク創造館内) 電話 0120-939-783(通話料無料) 06-6567-6891
※問い合わせ可能日、可能時間(月～金 10:00～17:00)



働き方改革 1 人権コラム

長時間労働で体の不調を 起こしていませんか?

「ワークライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉は、すでに一般的に広く浸透しているかと思えます。しかし、仕事の量だけでなく質、個人の尊厳や生活の安定、家族や地域社会との関わりなど、仕事と生活が互いに相乗効果を生み「働きがいがあり生活が充実しているか」といった観点から、改めて今後の働き方や生活スタイルについて、全3回にわたり考えてみましょう。今回は、仕事と健康面に関する情報をお伝えします。

過重労働とは

時間外労働が2～6カ月平均で月80時間または月100時間を超えると、労使間で定めた時間外労働の範囲を大幅に超える状態となり「過重労働」とみなされます。

2016年度総務省の労働力調査によると、雇用の7・8%が週に60時間以上働いているように、週5日勤務として計算すると、1日12時間勤務(残業4時間)ということになります。このような過重労働が続く、仕事のノルマや責任もかかってくると、健康被害(虚血性心疾患、脳血管疾患、精神障がい、過労死など)の危険性が高まると言われています。

仕事が忙しすぎて健康が大切

「残業続きで会社と自宅の往復だけの毎日、気づけば身も心も疲れきっている」



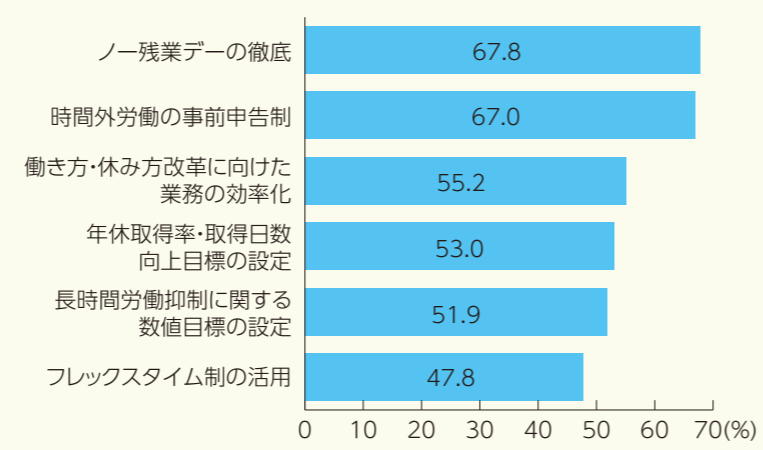
「それでは仕事にも身体にもよくありません。長い時間働いていると、多くの仕事をしている感がありますが、実のところ、体力や気力が低下し、あまり仕事はかたどっていない場合があります。仕事に集中する時間と休憩や仕事後のプライベート時間に疲れやストレスを解消したり、自分のスキルアップの時間をつくるなど、仕事の充実と生活を充実させるオン・オフをつくることで、より健康的で質の高い仕事ができるのではないのでしょうか。」

長時間労働の削減に向けた企業の取組

今年の2月から「プレミアムフライデー(月末金曜は、少し早めに仕事を終えて、ちよっと豊かな週末を楽しみませんか?）」が始まりました。2月時点では、導入・実施した企業は3%との報道もあり、まだまだ自分には関係ない話だと思われる人も多いでしょう。しかし、ノー残業デーやフレックスタイム制など働き方の改革をする企業も増えつつあります。

長時間労働削減のために必要なことは、仕事の効率をあげ生産性を高めること。そして、付き合い残業や早く帰ることへの罪悪感をなくすること。これは、企業にとっても働く人にとってもメリットがあることです。

●長時間労働の削減・年次有給休暇の取得促進に向けた企業の取組



5508790 527

料金受取人払郵便

大阪西局 承 1183

差出有効期間 平成30年3月31日まで (切手不要)

大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階 大阪市人権啓発・相談センター 行

〒

ご住所 〒

お名前

年齢

歳

編集後記

今号はアンケートで皆さまからご要望が多かった「発達障がい」を特集テーマに取り上げました。32号のアンケートでは、スペシャルインタビューの中島ヒロトさんの写真を見て初めてKOKOROねっとを手にとったという方や、特集テーマへの感想、今後の希望テーマなど様々な感想・ご意見をいただきました。皆さまのご意見を参考に、今年度も「ダイバーシティ(多様性の受容)」を基本テーマとして、様々な情報を発信していきたいと思っております。ご期待ください!市民局フェイスブックやホームページも是非ご覧ください。

大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか？

大阪市にお住まいの方で、人権に関する
ことでお悩み、お困りのことがあれば、お
気軽にご相談ください。まずはお電話を！
専門の相談員が対応します。
電子メールによる相談もできます！



専門相談員による人権相談

相談専用電話番号 **06-6532-7830** なやみゼロ
相談専用FAX番号 **06-6531-0666**
相談時間 月～金 / 9:00～21:00
日・祝日 / 9:00～17:30
※土曜日、年末年始(12/29～1/3)・施設点検日は休業
※人権相談の受付は、相談時間終了の**30分前**までです。

人権相談のほか、人権に関するパンフレット
の提供や人権啓発ビデオ・DVDの貸出しも
行っています。
研修会などにぜひ、ご活用ください。

人権啓発事業に関するお問い合わせ

電話番号 **06-6532-7631**
FAX番号 **06-6532-7640**
開設時間 月～金 / 9:00～17:30
※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休業

「KOKOROねっと」に 広告を掲載しませんか？

- 縦40mm×横90mm×2枚 ● 4色カラー
- 最低価格：25,000円から ● 発行部数：20,000部
- 配付先：市役所、区役所、市営地下鉄駅構内など
- 申込締切：第34号(9月1日発行)：7月21日(金)

広告に関する問い合わせ先

大阪市人権啓発・相談センター
☎06-6532-7631 ☎06-6532-7640
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000272808.html>

KOKOROねっとバックナンバー

KOKOROねっとは大阪市ホームページでも閲覧可能です。
大阪市 KOKOROねっと [検索](#) または
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000234332.html>

ケータイ、スマートフォン(パソコン)
などウェブサイトからも下記アンケート
にお答えいただくことができます。
専用フォームに入力するだけで簡単に
応募できます。



大阪市
人権啓発・相談
センターの
情報は[こちら](#)



アンケートに答えて「Quoカード」をゲットしよう。No.33 プレゼント付きアンケート!!

- 質問1**
この情報誌を、どこで入手されましたか？
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)
- 質問2**
この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか？
(複数回答可)
- 質問3**
あなたは、人権に関心がありますか？
- 質問4**
この情報誌を読んで人権への理解に役立ちましたか？
- 質問5**
この情報誌を読んで人権に興味・関心がわき、次号も読んで
みたいと思われましたか？
- 質問6**
今後もこのような情報誌を発行したほうが良いと思いますか？
- 質問7**
この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容
やご要望をお書きください。



KOKOROねっと No.33 アンケートはがき

下記事項のあてはまる番号を○で囲むか、必要事項をご記入ください。

- 1** 1 駅構内 2 市・区役所 3 図書館 4 学校、職場
5 大阪市ホームページ
6 その他 ()
- 2** 1 巻頭特集 (P.1～4) 2 ヒューマンインタビュー (P.5～6)
3 大阪市からのお知らせ (P.7) 4 各区の取り組み (P.8)
5 人権コラム (P.10)
6 その他 ()
- 3** 1 関心がある 2 すこし関心がある
3 あまり関心がない 4 関心がない
- 4** 1 とても役に立った 2 役に立った
3 あまり役に立たなかった 4 役に立たなかった
- 5** 1 ぜひ読みたい 2 どちらかといえば読みたい
3 どちらでもよい 4 読みたいとは思わない
- 6** 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
- 7**

右のはがきまたは携帯電話などからも応募できます。
アンケートの答えとはがき表面に必要事項(ご住所・お名前・年齢)を
ご記入の上、はがきについてはキリトリ線にそって切り取り、ポストに
投函してください(切手不要。応募はいずれかお1人1回)。抽選で
Quoカード(10名様に2000円相当)をプレゼントします。なお、当選発
表は商品の発送をもって代えさせていただきます。

応募期限：平成29(2017)年8月31日(木)

※個人情報の取扱いについて…はがき及びウェブサイトのアンケートで取得した個人情報は、
大阪市個人情報保護条例等の法令に基づき適切に取扱いします。

◆ 次回のKOKOROねっとNo.34は、平成29(2017)年9月発行の予定です。
主な設置・配付場所：市役所、区役所、大阪市営地下鉄駅構内、市立各図書館等